

## Web 版リハビリテーション医学用語事典 運用に関する申し合わせ

(ホームページから削除されているため令和6年3月16日廃止)

### 1 目的

本申し合わせは、評価・用語委員会内規第2条に基づき、リハビリテーション医学の進歩に合わせ、リハビリテーション医学用語を適切なものとし、会員に資するため、Web 上でのリハビリテーション医学用語事典の編纂及びその管理・運用について定めるものである。

### 2 名称

項の目的で編纂された事典は、Web 版リハビリテーション医学用語事典（以下、Web 版リハ用語事典という）と称する。

### 3 管理者

編纂された事典の管理は、評価・用語委員会が行い、次の項目について管理・運営する。

- (1) 用語
- (2) 記載方法
- (3) 執筆者
- (4) 閲覧方法
- (5) その他必要な事項

### 4 執筆者

- (1) 執筆者は医学会専門医・認定臨床医とする。
- (2) 評価・用語委員会は、執筆協力者として各分野の専門家に執筆を依頼することができる。
- (3) 執筆者は、本申し合わせの目的に沿って執筆しなければならない。

### 5 閲覧者

- (1) 閲覧者は当面会員とする。
- (2) 閲覧者は、本申し合わせに沿って閲覧しなければならない。

### 6 閲覧の停止

記載内容に問題が生じた場合は、管理者は該当箇所の閲覧を停止もしくは削除することができる。

### 7 免責事項

- (1) 執筆内容の知的所有権について
  - 1) Web 上で記載された文章・図・写真の著作権は、本医学会に帰属する。
  - 2) 記載内容に対する知的所有権侵害の訴えがあった場合は、管理者は該記載内容を削除する。本医学会ならびに管理者は、記載内容に対する責任は一切負わない。

## 8 管理・運営内容

Web 版リハ用語事典の管理・運営内容は、次のとおりとする。

### (1) 管理内容

- 1) 執筆者を選定し、原稿執筆を依頼する。
- 2) 用語記載法のフォーマットを作成する。
- 3) 用語記載法のフォーマットを適時修正する。
- 4) 記載内容をインターネットで随時確認する。
- 5) 記載内容に対する読者の意見や要望を随時確認する。
- 6) 記載内容に問題が生じた場合は、評価・用語委員会で検討する。
- 7) 評価・用語委員会で結論が出るまでは、問題の生じた記載内容についてはオンラインでの閲覧を停止する。
- 8) オンラインでの閲覧停止の決定は、評価・用語委員会委員長の判断で可能とする。委員長不在時には、その他の委員で一時的に閲覧停止ができるものとする。
- 9) オンラインでの閲覧再開の決定は、評価・用語委員会で決定する。
- 10) 評価・用語委員会において記載内容が不適切と判断された場合は、それを削除することができる。

### (2) 運営内容

- 1) 執筆者の選定 第4項に基づき、管理者が本医学会専門医を基本に執筆者を選定する。別に管理者は、執筆協力者として各分野の専門家に執筆を依頼することができる。
- 2) 登録用語の選定 評価・用語委員会にてリハビリテーション医学用語集の用語をもとに登録用語を選定する。追加用語は、評価・用語委員会で協議の上選定する。
- 3) 執筆者への用語の振り分け 評価・用語委員会にて、執筆者への用語の振り分けを実施する。
- 4) 執筆法 執筆者は、振り分けられた用語について、用語記載法のフォーマットにもとづき執筆し、用語解説を登録する。
- 5) 用語解説記載法 執筆者は会員専用のページにログインしてから記載・編集し、用語解説の登録を申請する。
- 6) 評価・用語委員会で依頼した執筆者による用語解説が登録されたのちは、専門医はWeb上でその解説に対して意見・要望を述べることができる。また、用語解説について加筆できるものとする。

### (3) 閲覧方法・意見集約

- 1) 会員は、Web上で会員番号を入力し自由に閲覧できる。
- 2) 用語の解説に対する意見や要望を、Web上の意見欄に自由に記載できるものとする。その管理は、評価・用語委員会が実施するが、基本的に個々の意見に対する返答はしない。年度ごとに意見を集約し、集約したデータと評価・用語委員会の判断をWeb上に公開する。

### (4) 患者・家族用の解説の公開

- 1) リハビリテーション用語がやさしい言葉で正確に理解され、社会全体にリハビリテーションの啓発がすすむことを目的として、用語解説のうち「患者・家族用の解説」についてのみインターネット利用者全てが閲覧できるようにする。
- 2) 患者・家族用の解説についての意見や要望を受け取る体制は設けず、閲覧のみとする。

附 則

本申し合わせは、平成22年10月25日より施行する。  
平成27年11月28日より施行する。  
令和6年3月16日に廃止する。